官　告　発　表

官　庁　事　項

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年２月１日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第11号⑷中「附則第６条」を「附則第５条」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則８－18（採用試験）別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵、第４号ロ⑵及び第７号ロ⑵、同表外務省専門職員採用試験の項ロ⑵、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ⑶並びに同表航空管制官採用試験の項ロ⑵の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年２月１日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第４項第１号を次のように改める。

一　学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

第４項中第７号を第８号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、同項第３号中「（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第４号とし、同項中第２号を第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（ロに掲げる課程に係るこれらの者にあっては、当該課程への入学が平成29年４月１日前である者に限る。）

イ　学校教育法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程

ロ　修業年限が２年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの

第14項、第16項及び第18項中「第３号及び第５号」を「第２号、第４号及び第６号」に改める。

第20項中「及び第５号」を「、第２号及び第６号」に改める。

第25項中「、独立行政法人水産大学校」を「、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第９条第１項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校を含む。以下この項において「水産大学校」という。）」に、「までに独立行政法人水産大学校」を「までに水産大学校」に改める。

第27項中「及び第５号」を「、第２号及び第６号」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

卸売市場整備基本方針の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第４条第１項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする卸売市場整備基本方針を平成28年１月14日に定めたので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 28 年２月１日　　農林水産大臣　森山　裕

卸売市場整備基本方針

第１　卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

１　基本的な考え方

卸売市場については、我が国の生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとして、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られる。

さらに、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

一方で、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にあることから、卸売業者や仲卸業者の経営や開設者の財政は非常に厳しい状況にある。

このように、卸売市場を取り巻く情勢は大きく変化し、かつ、その厳しさが増しているものの、卸売市場は、引き続き、国民へ安定的に生鮮食料品等を供給する使命を果たすとともに、今後、それぞれの多様性を踏まえた経営戦略的な視点を持って、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、産地との連携及び消費者や実需者の川下ニーズへの対応の強化を図り、その期待に応えていくことが必要である。特に、取扱物品の付加価値向上等の観点からも、各卸売市場において、低温（定温）管理や多温度帯管理等を通じたコールドチェーンの確立を含め、生産者・実需者から求められる品質管理が徹底された物流システムを構築することが急務である。

以上を踏まえ、今後の卸売市場については、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場の有する目利き、コーディネート力等を一層発揮し、川上・川下をつなぐ架け橋として、その求められる機能・役割を強化・高度化していくこととし、

①　卸売市場における経営戦略の確立
②　立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
③　産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
④　卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
⑤　公正かつ効率的な売買取引の確保
⑥　卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
⑦　卸売市場に対する社会的要請への適切な対応

を基本に、その整備及び運営を行うものとする。

２　卸売市場における経営戦略の確立

卸売市場を一つの経営体として捉え、将来を見据えた卸売市場全体の経営戦略的な視点から、当該卸売市場の将来方向とそのために必要な戦略的で創意工夫ある取組を検討し、迅速な意思決定の下で実行に移す体制を構築する。

具体的には、各卸売市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割、機能強化等の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望（以下単に「経営展望」という。）の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

経営展望を策定する場合は、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、開設者・市場関係業者それぞれが今後取り組むべき具体的な内容を行動計画として定め、明確にする。その際のビジネスモデルの方向については、地域内における生鮮食料品等の安定的な供給を基本としつつ、

①　大規模な集荷・分荷機能の発揮
②　産地との連携による魅力ある生産物の集荷・販売
③　加工・業務用ニーズに対応した機能強化と商品開発
④　輸出等を通じた新たな需要開拓
⑤　①から④までの複合型

等、当該卸売市場が置かれている状況等を十分に分析し、多様な市場関係者が一丸となり、市場全体としての最適を図るという観点を市場関係者間で共有した上で定めるものとする。